

# 平成22年度 事業計画

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

## 目 次

平成 2 2 年度	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	事業計画.....	1 ~ 1 5
平成 2 2 年度	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	予算概要.....	1 6 ~ 6 4

### 【一般会計】

経理区分名	事業計画 ( ページ )
1 . 法人運営事業	2
2 . ボランティア活動推進事業	3
3 . 小地域ネットワーク活動推進事業	3
4 . 助成事業	4
5 . 献血推進事業	5
6 . 福祉サービス利用援助事業	5
7 . 精神保健福祉推進事業	6
8 . 生活福祉資金貸付事業	7
9 . 住宅改造助成調査事業	7
10 . 住宅手当緊急特別措置事業	7
11 . 共同募金配分金事業	8
12 . 居宅介護等事業	8
13 . 移動支援事業	9
14 . 総合福祉センター管理運営事業	9
15 . 知的障害者施設管理運営事業	1 0
16 . 共同生活援助・介護事業	1 1
17 . 障害者活動支援事業	1 1
18 . 障害児等療育支援事業	1 1
19 . 父子家庭日常生活支援事業	1 2
20 . 地域包括支援センター事業	1 2
21 . コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	1 3
22 . 地域活動支援センター事業	1 4
23 . 乳児家庭全戸訪問事業	1 4

### 【特別会計】

経理区分名	事業計画 ( ページ )
1 . 総合福祉会館管理運営事業	1 5

平成 2 2 年度  
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会  
事業計画

世界的な経済不況が続き、日本でも離職者問題がますます拡大するなか、国政選挙において政権が交代し、法改正を含めた各種改革が検討されています。行政刷新会議における事業仕分けが実施され、大幅な予算見直しが行われる一方、平成 18 年度に施行された「障害者自立支援法」の廃止が示され、「障害者総合福祉法(仮称)」策定に向けての検討が行われています。また、大阪府の財政再建を目的とした事業や交付金の見直し・削減が行われるなど、社協の経営にもさまざまな影響があるものとみられます。

このような状況のなか、平成 2 2 年度枚方市社会福祉協議会では、「第 4 次枚方市地域福祉活動計画」と「経営戦略プログラム」の推進に取り組み、一層の地域福祉の充実をめざします。

第 4 次地域福祉活動計画は、「温かさに出会えるまち～開かれた共生の地域づくり～」を基本テーマとし、地域社会において、だれもが孤立することなく人と人とのつながりをもつことができ、市民同士の学び合いと支え合いの中で安心して暮らすことができる地域づくりをめざしています。本計画の実現にむけて、地域・行政・各関係機関等と連携して取り組みを進めます。活動計画の進行管理としては、ふくしまちづくり円卓会議や地域懇談会を開催します。

また、昨年中間見直しを終えた経営戦略プログラムで定めている、枚方市との協働による地域福祉活動の推進やネットワークを生かしたセーフティネット事業の強化など、5 つの目標達成にむけて取り組みます。特に、本会の実施する事業の質と信用を維持するために、法人全体の組織統制(ガバナンス)と危機対応(リスクマネジメント)のあり方について具体化を図ります。

平成 2 1 年度より 4 人体制となった、コミュニティソーシャルワーカーが「地域の何でも相談窓口」の機能を果たし、高齢者や障害者、乳幼児や子育て中の家庭、ひとり親家庭など要援護者等に対する見守り・声かけを行いながら、地域で要援護者等の福祉向上や自立生活支援のための基盤づくりを進めるとともに、要援護者が安心して暮らせるよう、各地域において住民の支え合いを展開する小地域ネットワーク活動をより一層推進します。

新規事業として「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」を市より受託し、乳児のいる家庭が地域で孤立することがないように支援をおこないます。

また、長引く経済不況による倒産等が相次ぎ、これまで普通に生活していた人が突然解雇され、生活できなくなる世帯が増えています。これまでの低所得世帯への支援では対応できないことから、昨年より国の経済危機対策の一環として離職者のセーフティネットの構築が進められています。大阪府生活福祉資金等の貸付事業に加え、離職者で住宅を喪失している方、喪失するおそれのある方に対し、住宅手当を支給することにより、住宅および就労機会の確保にむけた住宅手当緊急措置事業を市より引き続き受託し、離職者支援に取り組みます。

## 【一般会計 事業計画】

<p>経 理 区 分</p>	<p>1. 法人運営事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>本会の運営理念である「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」の実現をめざし、経営戦略プログラムに定めた5つの行動目標と事業強化計画・組織強化計画・財務強化計画を推進する。</p> <p>「第4次地域福祉活動計画」の推進を図るとともに、枚方市と役割分担をし、密接に連携を図りながら、枚方市の福祉を推進する。また、ふくしのまちづくり円卓会議や地域懇談会を開催し、計画の進行管理をおこなう。</p>
<p>実 施 事 業</p>	<p>1. 経営戦略プログラムの推進  3部会の定例開催による課題の検討と共有  理事会による運営・進行管理  広報の強化  事務局調整会議・課題別検討会議の開催  職員人事評価制度の施行  職員提案制度の推進  住民会費・法人賛助会費の増強  学術研究機関との連携強化  組織統制と危機対応のあり方の検討</p> <p>2. 第4次地域福祉活動計画の推進  ふくしのまちづくり円卓会議、地域懇談会の開催</p> <p>3. 広報活動の強化  社協だよりの発行  社協オフィシャルサイトの内容充実  リーフレットの充実・作成  枚方市総合福祉センターホームページの開設  校区福祉委員会ホームページの開設</p> <p>4. 枚方市民生委員児童委員協議会の運営支援  5. 枚方市赤十字奉仕団の運営支援  6. 枚方地区募金会の運営支援  7. 枚方・交野地区保護司会の運営支援  8. 善意銀行の運営</p>

<p>経理区分</p>	<p>2. ボランティア活動推進事業</p>
<p>基本方針</p>	<p>ボランティア・市民活動は分野、方法、担い手など多様になり、全国ボランティア活動振興センターの『第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン』を受け、大阪府ボランティア・市民活動センターは『市町村社協ボランティアセンター活動指針(平成21年度)』を策定し、社協ボランティアセンターのコネクタ機能を以て地域福祉分野のボランティア活動推進を推奨した。</p> <p>これを受けて今年度は基本的な4つの重点項目に取り組むと共に、各プランと「第4次地域福祉活動計画」「経営戦略プログラム」等独自の計画に基づいて年次課題の解決に取り組み、急激に変化する社会環境にあった進むべき方向性を探る。</p>
<p>実施事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ボランティア・市民活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種講座・研修会の開催</li> <li>ボランティアセンター運営委員会の開催</li> <li>ボランティア活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ボランティア相談、コーディネート</li> <li>2) ボランティア保険加入手続き</li> <li>3) ボランティア・市民活動グループの育成・運営支援</li> <li>4) ボランティアリーダー、アドバイザーの育成</li> <li>5) NPOや社会起業家等との連携・協働</li> </ol> </li> <li>小地域福祉活動でのボランティア活動参加支援</li> </ul> </li> <li>2. 情報機能の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動、情報収集・提供</li> <li>関係分野の情報収集・動向把握</li> </ul> </li> <li>3. 福祉教育の地域展開の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の学びの支援と啓発の基盤づくり</li> <li>各種学校・組織との連携、学びの提案</li> </ul> </li> <li>4. 災害ボランティアセンターの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティア活動の推進・支援体制づくり</li> <li>災害時要援護者避難支援事業の推進</li> <li>市関係機関・団体とのネットワーク化</li> </ul> </li> </ol>

<p>経理区分</p>	<p>3. 小地域ネットワーク活動推進事業</p>
<p>基本方針</p>	<p>地域で支援を必要とする高齢者や障害のある人、子育て中の親子などが、地域の中で孤立することなく、安心して生活でき</p>

	<p>るように各地域において住民の支え合いを展開する「小地域ネットワーク活動」をより一層推進する。</p> <p>本事業も今年度で13年目を迎え、市内全45校区の校区福祉委員会と連携して、福祉課題を抱える地域住民の支援体制の充実・強化を図る。</p> <p>また、「第4次地域福祉活動計画」の行動課題を全校区において着実に実現するため、各校区の進捗状況の把握と振り返りを行う。</p>
<p>実施事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小地域ネットワーク活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>個別援助活動の推進</li> <li>グループ援助活動の推進</li> <li>校区福祉委員会活動の推進</li> </ul> </li> <li>2. 各校区の地域福祉活動を活性化するための、校区福祉委員会を対象とした各種研修会・交流会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>活動者研修会の開催</li> <li>リーダー研修会の開催</li> <li>会計研修会の開催</li> <li>活動者交流会の開催</li> </ul> </li> <li>3. 校区福祉委員会協議会活動の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>役員会、全体会議の開催</li> <li>エリア会議の開催</li> <li>各種研修会の開催</li> <li>第4次地域福祉活動計画の実施・協力</li> <li>社協事業との連携・協力</li> <li>地域包括支援センターへの協力、参加</li> <li>いきいきネット相談支援センターへの協力、参加</li> <li>薬物乱用防止啓発活動の実施・協力</li> <li>関係機関・団体等の事業への協力、参加</li> </ul> </li> </ol>

<p>経理区分</p>	<p>4. 助成事業</p>
<p>基本方針</p>	<p>ひとり暮らし老人会などの当事者組織や各種団体が円滑な組織運営・福祉活動が実施できるように助成を行う。</p>
<p>実施事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉団体・福祉団体連絡会への助成</li> <li>2. ひとり暮らし老人会への助成</li> <li>3. 各種団体への助成</li> <li>4. 長期入院患者への助成</li> </ol>

--	--

経理区分	5．献血推進事業
基本方針	<p>市内における献血の推進と献血思想の普及を目的に、関係機関・団体で組織された「献血推進協議会」を中心に、各種事業を展開する。</p> <p>今年度は、400ml献血・成分献血の推進を図るとともに、常設の「枚方市駅献血ルーム」の広報活動を展開し、関係機関・団体等との連携を密に、昼間人口の少ない校区献血や高校生・大学生など若年層の献血推進に重点をおき、活動の充実・強化を図る。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．献血推進協議会の開催 各種関係団体・機関で構成されている協議会組織の特性を活かし、より効果的な献血活動の推進を目的に開催する。</li> <li>2．広報活動 「広報ひらかた」「社協だより」に献血予定を定期的に掲載年間を通じた血液事業に関する情報の収集と提供</li> <li>3．街頭啓発活動の実施 夏期及び冬期の献血者が著しく減少する時期に、献血思想の普及を図り、少しでも多くの献血者を確保するため、街頭キャンペーンを実施する。 (夏期7月～8月、冬期12月～1月)</li> <li>4．校区福祉委員会との連携 校区福祉委員会主催の献血活動に対し、広報活動など積極的に援助・協力するとともに、献血に関する必要な情報提供を行う。</li> <li>5．関係機関・団体等との連携 関係機関・団体等との連絡調整を図り、組織的な活動を展開し効果的な献血推進活動を展開する。</li> </ol>

経理区分	6．福祉サービス利用援助事業
基本方針	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力の十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助を行ったり、日常的な金銭管理等の援助を行うことを通じて、これらの人の権利擁護を図り、地域での自立した生活を支援する。</p>
実施事業	1．福祉サービスの利用援助

	<p>(情報提供、相談、代行、代理等)</p> <p>2. 日常的な金銭管理サービス (預貯金の出し入れ、公共料金等の支払代行等)</p> <p>3. 書類等預かりサービス (印鑑、各種証書等を貸金庫に保管)</p> <p>4. 福祉サービス利用援助事業監査委員会の運営</p> <p>5. 大阪弁護士会等各種関係機関との連携</p>
--	---

経 理 区 分	7. 精神保健福祉推進事業
基 本 方 針	<p>日本全体が不況の中にあり、リストラ・ホームレスなど貧困問題や児童虐待、家庭内暴力、自殺者の増加などが社会問題化する今日、「心の健康」に関する市民の関心はますます高まっている。</p> <p>本事業は、昭和 46 年に枚方市が制定した『精神衛生都市宣言』の趣旨を踏まえ、心の健康の保持と向上についての理解と認識を得るための啓発活動を行うとともに、従来の電話相談に加え、自殺予防電話相談を開設し、相談事業の充実を図る。また、心に病のある人とその家族や自死遺族会などの当事者(家族)組織への支援を行い、その一環として、精神保健福祉ボランティアの養成を行い、地域で安心して生活できるような心の健康づくりをすすめる。</p>
実 施 事 業	<p>1. 組織運営事業 精神保健福祉推進協議会の開催 企画検討部会の開催</p> <p>2. 啓発事業 心の保健ゼミナールの開催 ふれあい交流事業の開催 セルフヘルプグループの活動支援 ・当事者組織の活動支援 ・家族組織の活動支援 精神保健福祉ボランティア講座の開催 ・精神保健福祉ボランティアの養成 広報・啓発等の活動 ・精神保健、福祉に関する情報誌「ほっと Time」の発行 ・精神保健福祉関係のビデオ・図書貸し出し</p> <p>3. 相談事業 「心の健康相談」の開設</p>

	「こころの電話相談」の開設 自殺予防電話相談「ひらかたいのちのホットライン」の開設
--	--

経 理 区 分	8 . 生活福祉資金貸付事業
基 本 方 針	失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込める世帯に対し、制度利用の相談窓口となり、民生委員と連携し資金を貸し付けることにより、世帯の自立を支援する。
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 資金の貸付に関する相談内容 大阪府生活福祉資金総合支援資金 (生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費) 大阪府生活福祉資金(福祉資金・教育支援資金) 大阪府生活福祉資金(小口生活資金) 大阪府生活福祉資金(不動産担保型生活資金) 臨時特例つなぎ資金</li> <li>2 . 資金の貸付に関する申請内容の調査・確認</li> <li>3 . 資金貸付後の償還指導</li> </ol>

経 理 区 分	9 . 住宅改造助成調査事業
基 本 方 針	重度障害者等の中で、住宅改造助成対象者の日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図るため、身体の状態や家屋の構造などにあわせた住宅改造方法や各種公的制度等の紹介・相談及び助言を行う。
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 住宅改造相談窓口の設置</li> <li>2 . 改造前現地調査及び改造完了調査</li> <li>3 . 重度障害者等住宅改造助成事業リフォームチームの運営</li> <li>4 . 各関係機関との調整及び連携</li> <li>5 . 枚方市住宅改造助成事業協力店名簿の作成</li> </ol>

経 理 区 分	10 . 住宅手当緊急特別措置事業
基 本 方 針	離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失または喪失するおそれのある方を対象に住宅費(家賃)を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援を

	実施し、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請時の初期間き取りと受付  相談員による申請基準の確認  申請書及び必要書類を確認し担当課（福祉総務課）に送付  住居喪失者に対する住居取得支援  必要に応じて他機関・制度につなぐ</li> <li>2. 支給決定者への就労支援  相談員による月2回の就労支援</li> </ol>

経理区分	11. 共同募金配分金事業
基本方針	地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等、様々な関係機関・団体の協力を得て、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加や理解を得て募金運動を展開する。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 募金運動の実施  赤い羽根共同募金（10月～12月実施）  集めた募金は、府の配分委員会の審議を経て社会福祉施設や団体に配分  地域歳末たすけあい募金の実施（12月実施）  募金は、ボランティア団体や当事者団体等の組織化の援助、地域福祉活動推進のための事業に配分  ハートフルベンダーの設置促進</li> <li>2. 各種事業への助成  ボランティア団体への公募助成  高齢者・障害者（児）・福祉団体、保育所等への助成  校区福祉委員会活動支援助成</li> <li>3. 広報活動の実施  募金運動の周知・広報活動を積極的に推進する。  また、事業の透明性の確保を図るため、インターネットを活用し、住民に配分内容を開示する。</li> </ol>

経理区分	12. 居宅介護等事業
基本方針	要介護状態にある高齢者及び障害のある人、難病患者等の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づく、訪問介護（生活援助、身体介護）及び居宅介護支援、また、障害者自立支援法に基づく居宅介護（家事援助、身体介護）及び重度訪問介護、枚

	<p>方市の単独事業である難病患者等ホームヘルプサービスを行う。</p> <p>高齢者及び障害のある人等が、地域で自立した日常生活を営むことが出来る様、それぞれのニーズに沿った支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
実施事業	<p>【利用対象者】</p> <p>(身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者・高齢者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活全般に係わる相談・助言(障害者対象事業)</li> <li>2. 居宅介護事業(家事援助・身体介護)</li> <li>3. 重度訪問介護(身体障害者を対象に家事援助、身体介護及び日常生活に生じる様々な介護)</li> </ol> <p>(高齢者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者居宅介護(訪問介護)事業(生活援助・身体介護)</li> <li>2. 居宅介護支援事業</li> </ol> <p>(難病患者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 枚方市難病患者等ホームヘルプサービス事業(家事援助・身体介護)</li> </ol>

経理区分	13. 移動支援事業
基本方針	<p>障害のある人等の意思及び人格を尊重し、障害者自立支援法の地域生活支援事業による移動支援事業を行う。</p> <p>障害のある人等が、地域で豊かに暮らせるようニーズに沿った外出支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
実施事業	<p>利用対象者：知的障害児者・身体障害児者・精神障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外出に係わる相談、助言</li> <li>2. 外出支援</li> </ol> <p>余暇活動支援 施設送迎・作業所送迎・ショートステイ送迎</p>

経理区分	14. 総合福祉センター管理運営事業
基本方針	<p>高齢者福祉部門と市民福祉部門を併せ持った総合福祉施設の機能を活かし、福祉意識の高揚を目的として世代間の交流事業の実施や高齢者の生きがいと健康増進を目的として各種事業を実施する。</p> <p>また、自主活動のための施設利用の促進や住民各層、各種団</p>

	体の交流を促進することを目的に各種事業を実施する。
実施事業	<p>1. 老人福祉センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸室の提供</li> <li>生活及び健康に関する相談の実施</li> <li>生業及び就労のための支援（相談）の実施</li> <li>機能回復訓練（健康体操）の実施</li> <li>教養講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)趣味の講座</li> <li>2)健康講座</li> </ul> </li> <li>浴場の提供</li> <li>老人クラブに対する援助</li> <li>世代間交流行事の実施</li> <li>同好会活動の活性化支援</li> </ul> <p>2. 市民福祉センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸室の提供</li> <li>市民講座の実施</li> <li>文化体験行事の実施</li> </ul> <p>3. 老人作業所事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸室の提供</li> </ul> <p>4. 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙（ふれあいステーション・センターだより）の発行</li> <li>パンフレット等の配布</li> </ul> <p>5. バス運行の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送迎バス（定期バス・巡回バス）運行の管理</li> <li>福祉バス（リフト付きバス）運行の管理</li> </ul> <p>6. 運営委員会の開催</p>

経理区分	15. 知的障害者施設管理運営事業
基本方針	<p>「完全参加と平等」の基本理念に基づき、障害の有無を問わず、人は生まれながら平等であること。また、社会経済生活上差別されない権利を有することを施設の取り組みを通して、広く市民に啓発する。</p> <p>知的障害のある人たちの意思及び人格を尊重し、社会自立を推進するため日中活動を通して一人ひとりのニーズに応じた支援を計画的・継続的に行う。</p> <p>障害のある人が価値ある市民生活や諸活動を営むことができ</p>

	るように関係機関や地域との連携を図るとともに、地域環境の整備に努める。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談、助言</li> <li>2. 日中活動の支援 作業支援 生活支援 余暇支援（フライデーサークル・レクゲーム等） 地域との交流（くすの木まつり・運営懇談会の開催等）</li> <li>3. レクリエーション行事の実施（一泊旅行・外出活動等）</li> <li>4. 健康管理に関する支援（健康相談・歯科通院支援等）</li> <li>5. 施設通所送迎車の運行</li> <li>6. その他必要な支援</li> </ol>

経理区分	16. 共同生活援助・介護事業
基本方針	<p>利用者が地域でより豊かに生活できるよう4カ所のケアホームの円滑な運営を目指し、利用者の個人個人の意思を尊重した支援をする。また関係機関との連携やガイドヘルパー・ボランティア等の利用等生活全般について支援をする。</p> <p>市内のグループホーム・ケアホームとの連携や研修として、世話人研修会の開催や担当者会議を実施して世話人及び職員の質の向上を図る。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. れいんぼうの運営</li> <li>2. ひまわりの運営</li> <li>3. 憩い苑ホームの運営</li> <li>4. たんぼぼの運営</li> </ol>

経理区分	17. 障害者活動支援事業
基本方針	<p>障害のある人の自主的な本人活動・余暇活動を推進するため、各種事業を実施し、障害のある人の自立と社会参加を支援する。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. レクリエーション行事の開催 ふれあいスポーツ交流会 ジョイフルクリスマス会</li> </ol>

経理区分	18. 障害児等療育支援事業
------	----------------

基本方針	<p>障害のある人及びその家族等の生活を支援することを目的として相談事業等を行い、地域のサービス等をうまく利用しながらニーズに合わせた支援を進めていく。</p> <p>また、サービス調整会議等を積極的に開催し、関係機関との連携を密にして対応する。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．在宅障害児訪問支援事業</li> <li>2．障害児外来相談支援事業</li> <li>3．施設支援指導事業</li> </ol>
経理区分	19．父子家庭日常生活支援事業
基本方針	<p>父親が就労等により不在のため、日常生活を円滑に営むことに支障がある父子家庭に対し、父子家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行うことにより、父子家庭の自立を促進する。</p>
実施事業	<p>父子家庭生活支援員を父子家庭に派遣し、次の援助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．児童の保育</li> <li>2．食事の世話</li> <li>3．住居の掃除</li> <li>4．身の回りの世話</li> <li>5．生活必需品の買い物</li> <li>6．医療機関との連絡</li> </ol>

経理区分	20．地域包括支援センター事業
基本方針	<p>社会福祉協議会は、平成21年度にひきつづき、第1圏域(樟葉校区・樟葉南校区・樟葉北校区周辺)と第2圏域(牧野校区・樟葉西校区周辺)を枚方市より受託運営する。第1・2圏域が連携しながら、増加する介護予防支援事業(予防プラン・特定高齢者事業・一般高齢者施策)に対応するため、職員配置を整備し、地域住民の保健福祉の向上と地域生活の安定に向けた包括的な支援を充実する。特に高齢者支援ネットワーク(地域懇談会)を活用したフォーマル・インフォーマルの支え合いシステムを積極的に進めていく。今年度は、2年目に当たるので、それぞれの地域包括で独自の取り組みを行っていく。介護予防ケアマネジメント業務においては、特に力を入れ、職員の質の向上に努めていく。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．介護予防の推進</li> </ol> <p>要支援・要介護の認定者以外の被保険者も視野に入れた介護予防マネジメントの実施・支援</p>

	<p>2．総合相談・支援  地域の高齢者の実態把握、被保険者・家族の相談支援</p> <p>3．権利擁護の推進  成年後見制度利用支援、認知症高齢者のネットワーク形成支援</p> <p>4．高齢者虐待防止の推進  高齢者に対する虐待防止・早期発見のためのネットワーク形成</p> <p>5．地域ケア支援  支援困難事例等への指導・助言・介入、アセスメント支援の実施、元気高齢者のためのネットワーク形成と活動支援</p> <p>6．介護予防普及啓発事業  ハートフルタイム・ヘルスフルタイムを楠葉生涯学習市民センター及び地域集会所等でも実施する</p> <p>7．地域活動支援事業  地域活動等の支援として様々な教室（介護予防教室、高齢者の権利を守る教室、認知症サポーター養成講座）の開催</p> <p>8．地域懇談会、事業所懇談会などを計画的に行う  気になることはありませんか事業の実施</p> <p>9．その他 地域生活支援に必要な取り組み</p>
--	--

経 理 区 分	2 1 ． コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業
基 本 方 針	<p>誰もが困った時に身近なところで気軽に相談できるように、地域の中での困りごとや相談を受け止めるワンストップサービスとして、「何でも相談窓口」の機能を果たすため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置する。特に、地域における高齢者、障害者、乳幼児や子育て中の親、ひとり親家庭など、援護を必要とする人を支援するため、地域の要援護者等の福祉の向上や自立生活の支援のための基盤づくりを行う。</p> <p>また、コミュニティ協議会、校区福祉委員会、民生委員児童委員等との連携により、ニーズ把握を進め、地域で効果的なソーシャルワークを実現するとともに、地域のボランティア活動を支援する。</p>
実 施 事 業	<p>1．セーフティネット体制づくり  小地域ネットワーク活動や関係機関、各種団体等で構成されるネットワークを活用し、要援護者に対する見守りや発見、相談から適切なサービスへの「つなぎ」が機能するシステム</p>

	<p>づくりを行う。</p> <p>2. 要援護者等に対する見守り・相談  要援護者及び家族等の実態把握、見守り・声かけ、相談等  を行いながら福祉支援ニーズの評価を行う  相談窓口の充実（出前の「何でも相談」の実施）  要援護者等の支援サービスの存在、利用方法等に関する地  域住民への情報提供、啓発  福祉サービスの利用申請に関する支援  校区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、関係  機関等との連携</p> <p>3. 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化等</p> <p>4. コミュニティ協議会、校区福祉委員会等の地域活動に対し、  地域ボランティアの人材発掘、育成等の支援を行う。</p> <p>5. 地域福祉の計画的推進への支援  地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援、活動を通じて  得た情報提供等を行う。</p>
--	--

経 理 区 分	2 2 . 地域活動支援センター事業
基 本 方 針	<p>障害のある人の創作活動・余暇活動や生産活動及びサロン活  動、自主的グループの活動支援を行い、自立と社会参加を推進  する。</p> <p>また社会との交流や関係機関の連携・ボランティアの育成等  を行い、障害のある人の地域生活を支援する。</p>
実 施 事 業	<p>1. 相談支援事業</p> <p>2. 日中活動支援  創作活動  生産活動  サロン活動</p> <p>3. 本人活動支援  サークル活動  カルチャー活動  当事者の集い  学習会</p> <p>4. 医療・福祉および地域との連携</p> <p>5. ボランティアの育成</p> <p>6. 障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動</p>

経 理 区 分	2 3 . 乳児家庭全戸訪問事業
基 本 方 針	市内に在住する生後4か月までの乳児のいる家庭を対象として訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、また、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的として実施する。
実 施 事 業	<p>生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を対象とし、対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問を行うことを原則とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 対象家庭の訪問 育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供、乳児及び保護者の心身の様子などの把握を行う。</li> <li>2 . 地域の子育て支援活動等との連携 地域において子育て支援事業や活動を実施する関係機関・団体等と連携を図り、子育て支援ネットワークの強化など子育て家庭に対する支援の充実を図る。</li> <li>3 . 市への報告 対象家庭の訪問結果について、市関係課に報告を行い、適切なサービス提供等につなぐなど乳児家庭の健全な育成環境の確保を図る。</li> </ol>

## 【特別会計 事業計画】

経 理 区 分	1 . 総合福祉会館管理運営事業
基 本 方 針	市民の福祉活動の拠点である総合福祉会館において、高齢者や障害者をはじめ、市民が日常生活を行う上で必要な福祉に関する情報提供や各種相談に対応するとともに、啓発活動の充実・強化に努める。
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 総合福祉会館の管理・運営 快適な利用のための環境整備 福祉図書コーナーの運営 関係機関との連絡調整</li> <li>2 . 各種事業の開催 総合福祉相談の実施</li> </ol>

	ラポールふくしフェスティバルの開催 ラポール福祉講座・市民講座の開催 水泳教室の開催
--	--